

大気汚染防止法の一部を改正する法律要綱

第一 特定粉じん排出等作業の実施の届出

特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者を、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）の施工者から特定工事の発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は自主施工者に変更すること。

（第十八条の十五第一項関係）

第二 解体等工事に係る調査及び説明等

一 解体等工事の受注者（他の者から請け負った解体等工事の受注者を除く。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果等について説明するものとする。

（第十八条の十七第一項関係）

二 解体等工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う一の調査に協力しなければならないものとする。

（第十八条の十七第二項関係）

三 解体等工事の自主施工者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うものと

すること。

(第十八条の十七第三項関係)

四 一及び三の調査を行った者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、当該調査の結果等を揭示しなければならないものとする。

(第十八条の十七第四項関係)

第三 報告及び検査

都道府県知事等は、解体等工事の発注者若しくは受注者若しくは自主施工者に対し、解体等工事に係る建築物等の状況等の報告を求め、又はその職員に、解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に立ち入り、解体等工事に係る建築物等を検査させることができるものとする。

(第二十六条第一項関係)

第四 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第五 附則

一 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備すること。

(附則第二条から第四条まで関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする
こと。

(附則第五条関係)